

保存

令和6年4月 改訂版

保護者会規約

八千代市立みどりが丘小学校保護者会

(保存版)

八千代市立みどりが丘小学校保護者会規約

第 一 章 総 則

第 1 条 本会は八千代市立みどりが丘小学校保護者会と称する。

第 2 条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 本校児童の保護者。
2. 教職員からなる賛助会員。

第 3 条 本会は事務所をみどりが丘小学校内におく。

第 二 章 目 的

第 4 条 本会は会員相互の親睦と理解を深め、緊密な協力によって児童の教育的環境を良くし児童の幸せを守ることを目的とする。

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

1. 会員が協力して、児童の福祉推進をはかる。
2. 児童の教育的環境の整備充実をはかる。
3. 会員相互の親睦を深め教養を高める。
4. 本校を中心とする地域社会、各団体との親睦を深め児童の教育に理解と協力を得る。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第 三 章 方 針

第 6 条 本会は次の方針に従って活動する。

1. 営利的、宗教的、政治的色彩は持たないものとする。
2. 教育に関係のある諸団体及び機関と密接な連絡を取り協力する。

第 四 章 組 織

第 7 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表委員会

3. 本部役員会
4. 委員会

第 8 条 総会は本会最高の決議機関であり、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。
議事は出席者の過半数により決議する。
但し、次の場合は臨時に招集することができる。（臨時総会）
・会員の3分の2以上が付議事項を示して要請したとき。
尚、会長が認めた場合は書面による総会も開催できるものとする。

第 9 条 次の事項は総会において審議決定しなければならない。

1. 規約
2. 本会運営の決算の承認、予算の承認
3. 本部役員を選出
4. 各委員会の構成、及び活動計画
5. その他の必要な事項

第 10 条 代表委員会は、総会に次ぐ決議機関であり会長が招集する。会長、副会長、書記、会計、監査、校長、教頭、各委員会の正副委員長及びその会に必要と認めた者をもって構成する。

第 11 条 本部役員会は、会長が招集する。会長、副会長、書記、会計、監査、及びその会に必要と認めた者をもって構成し、本会の運営に必要な事項について企画立案する。

第 12 条 次の事項は本部役員会で審議決定する。

1. 規約改正案
2. 本会運営の予算案
3. 組織構成案、及び活動計画案
4. 各種会議の決定に基づき本会の業務執行に必要なこと
5. その他の本会の目的遂行上必要と認めたこと

第 13 条 委員会は7委員会とし、第4条の目的を達成するための活動を行う。
（委員会組織については、組織構成図を参照）

第 14 条 各委員会は委員長が招集する。

第 五 章 本部役員等

第 15 条 本会は次の役員をおき、任期は2か年する。但し再任は妨げない。欠員が生じたときは、補欠選出を行い、その任期は前任者の残留期間とする。

・会長 ・副会長 ・書記 ・会計 ・監査

第 16 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統裁する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 書記は本会の議事・重要会務の記録保管を行う。
4. 会計は本会の経理を担当し、会計監査を経て総会並びに代表委員会に報告する。
5. 監査は本会の活動及び会計の監査をし、総会並びに代表委員会に報告する。

第 17 条 役員の選出は次の方法で行う。

1. 会長、副会長、書記、会計、監査は選考委員が選考し、総会の承認を受ける。

第 六 章 会 計

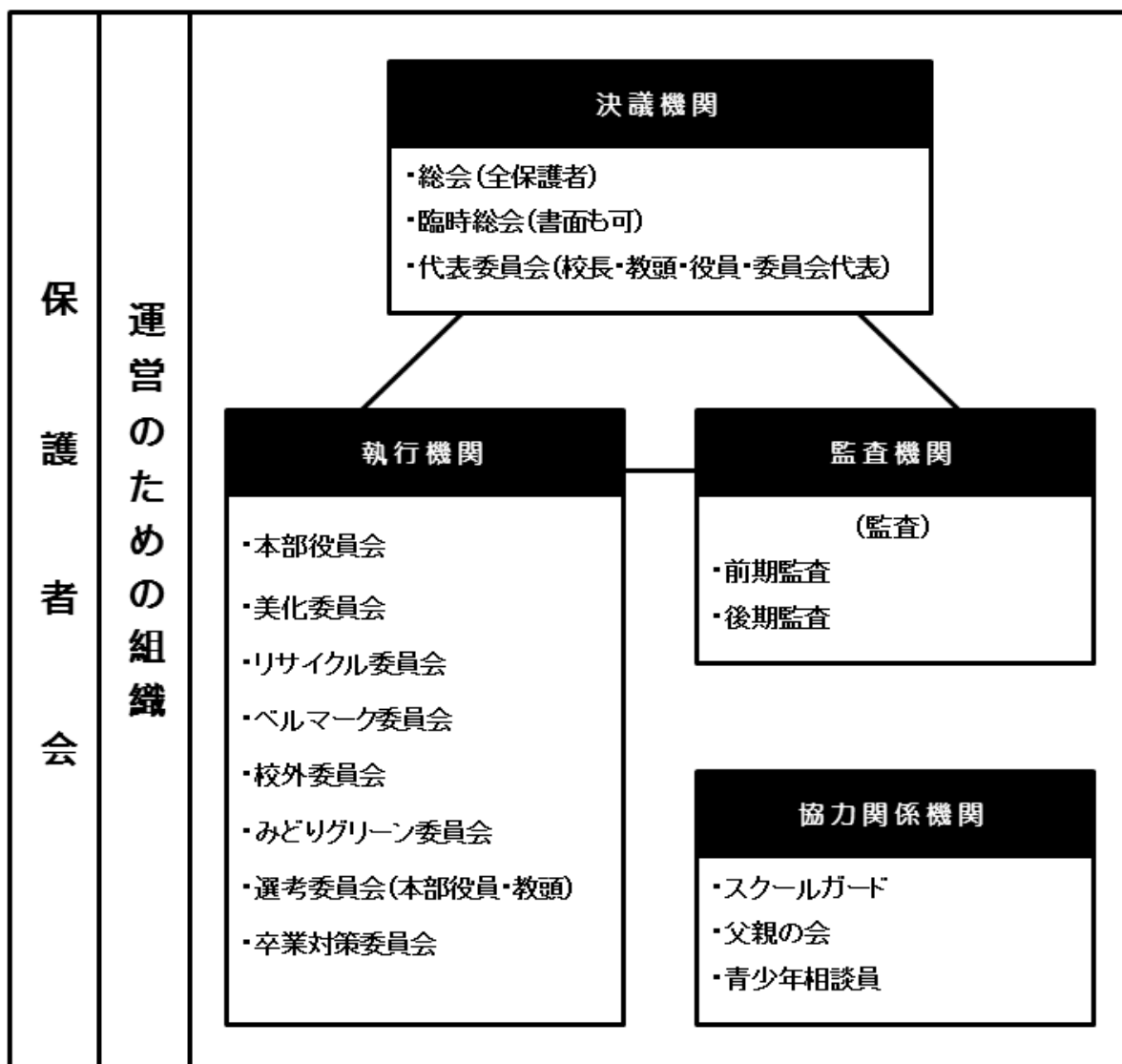
第 18 条 本会の活動経費は児童支援費及びその他の収入をもってあてる。

第 19 条 児童支援費は次のとおりとする。

1. 保護者は1世帯年2,000円とする。
2. 賛助会員は任意とする。

第 20 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

【組織構成図】



附 則

本規約は、平成22年4月16日より実施する。

改正	平成23年4月15日	第一章 第2条 第二章 第5条 第四章 第7条、第12条 第五章 第17条、第19条
改正	平成24年4月17日	第一章 第2条、第5条 第四章 第8条～第13条 第15条、第16条 第六章 第21条 (第11条以降、追記及び削除のため条文No.変更)
改正	平成25年4月19日	第四章 第13条 第六章 第19条
改正	平成28年4月22日	第四章 第10条、第12条、第13条 第五章 第15条～第17条 (第16条内、一文削除のため条文No.繰上げ)
改正	平成30年4月23日	組織構成図変更
改正	平成31年4月19日	組織構成図変更
改正	令和2年 5月 1日	第四章 第13条 第五章 第15条～第17条 第六章 第18条、第19条 組織構成図変更
改正	令和3年 5月 3日	第四章 第8条
改正	令和4年 4月24日	第六章 第18条、第19条
改正	令和5年 4月25日	組織構成図変更

改正 令和6年 4月

第四章 第8条、第10条～第12条

第五章 第15条～第17条

組織構成図変更

八千代市立みどりが丘小学校保護者会 規約細則

第一章 書面による総会

第1条 規約第8条の書面による総会は、会員への書面の配付若しくは配信メールをもって成立し、議題に対する異議が全会員の半数未満の場合は、提案は承認されたものとする。

第二章 役員等の選出

第2条 会長、副会長、書記、会計、監査の選出は次のとおりとする。

1. 本部役員、教頭先生により選考委員会を発足させ、会長、副会長、書記、会計、監査の候補者を選考し総会で承認を得る。

第3条 規約第15条の役員等の補欠選出は次のとおりとする。

1. 補欠選出については、後任者を自ら選考できる。何かしらの事由により、自らの選考が困難な場合は、当該年度の選考委員会の発足を打診し、第2条とおり、速やかに役員等を選出する。
2. 自己都合等により欠員を生じる場合は、会務に空白を生じさせないよう、役員の変更について総会で承認を得たうえ、引継ぎを行うものとする。
3. 病気等、不測の事由で欠員を生じた場合においては、第2条のとおり、当該年度の選考委員会を発足し、速やかに役員等を選出する。
4. 残り期間に応じ、会長の判断で補欠選出を実施しないこともできるものとする。

第4条 各委員会の正副委員長の選出は次のとおりとする。

1. 各委員を決定後、委員により委員の中から選出する。
2. 緊急時等において委員の決定が困難である場合は、委員会活動の有無によらず、立候補等をもって、役員により全ての委員会の正副委員長を速やかに選出する。
3. 緊急時等において全ての委員会活動の実施が困難であると会長が判断する場合においては、正副委員長を選出しないことができるものとする。その場合、規約第10条の代表委員会の機能は役員会に委譲され、会長が最終的な決議権を有する。

附 則

本細則は、平成23年4月15日より実施する。

改正	平成28年4月22日	第二章	第2条
改正	令和2年5月1日	第二章	第1条
改正	令和3年5月3日	第一章	第1条
		第二章	第1条
			第2条
			第3条
			第4条
改正	令和6年4月	第二章	第2条
			第4条

慶 弔 規 定

慶弔規定は次のとおりとする。

1. お祝金
 - (1) 教職員の結婚 5, 0 0 0 円
 - (2) 教職員（配偶者含む）の出産 5, 0 0 0 円

2. 香華料
 - (1) 児童死亡 5, 0 0 0 円
 - (2) 保護者死亡 5, 0 0 0 円
 - (3) 教職員死亡 5, 0 0 0 円

3. 記念品
 - (1) 教職員の転退出 3, 0 0 0 円相当の品

4. 以上の慶弔規定以外に特別な場合は代表委員会で別審議する。

本規定は平成 2 2 年 4 月 1 6 日より施行する。

改正 平成 2 4 年 4 月 1 7 日

改正 令和 2 年 4 月 1 7 日